

「コリンズ（CORINS）への登録」の取り扱い運用解説

1 適用範囲

この運用解説は山梨県県土整備部が発注する建設工事に適用する。

2 対象業務

「コリンズ（CORINS）への登録」の対象工事は次のとおりとする。
実施または変更工事請負代金額が500万円以上となる全ての工事。

3 登録の義務付け

設計図書の一部である土木工事共通仕様書の以下の条項により、受注者への義務付けを行っている。（特記仕様書への明示は必要ない。）

1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（注1）当初の工事請負代金額が500万円未満で変更等により工事請負代金額が500万円以上となる場合は、登録を行う。

（注2）当初の工事請負代金額が500万円以上で変更等により工事請負代金額が500万円未満となる場合は、変更登録を行う（請負代金のみの変更の場合は完成の登録時でよい）。

4 登録に要する費用

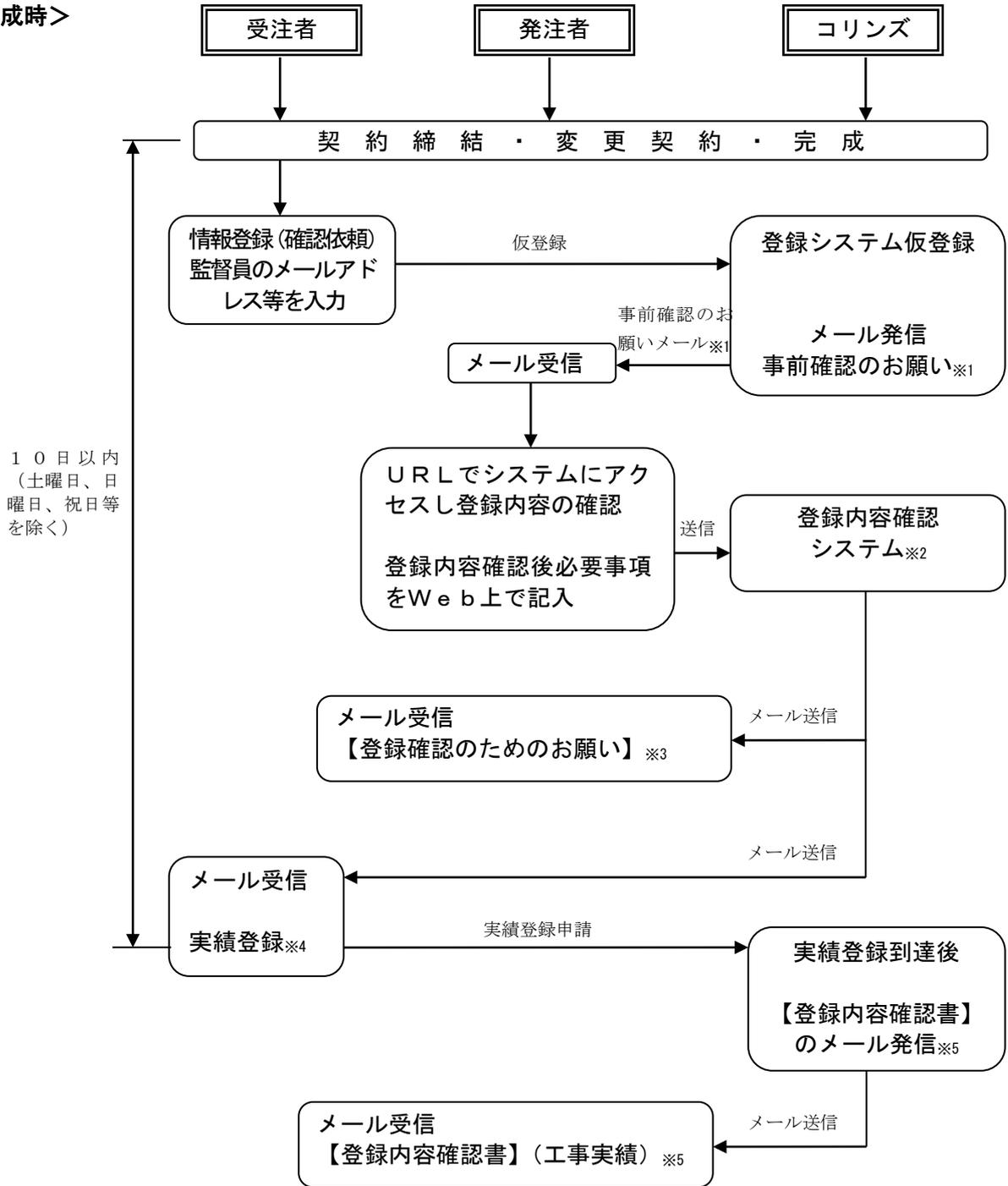
工事实績登録に要する費用は、現場管理費率にて率計上とする。

5 その他

コリンズホームページ（JACIC ホームページ） cthp.jacic.or.jp

コリンズ登録の際の事務手続きフロー図

<受注時>
 <変更契約時>
 <完成時>



※1:「事前確認のお願い」の依頼は、コリンズから監督員に送られるメールによるものとする。

※2: 監督員は、「登録内容確認システム」で必須事項を入力し、不備が無ければ、システムの登録を進め確認結果を送信する。

登録内容確認の確認は、監督員が内容確認を行えばよいものとする(決裁等は不要)。

不備がある場合は、登録企業へのコメントを500文字以内で入力し、訂正を指示し、システムの登録を進め確認結果を送信する。不備があった場合は、訂正後の内容を再度確認し、不備が無ければ、システムの登録を進め確認結果を送信する。

※3:「登録のための確認のお願い」は、内容確認において、監督員が内容確認を行った結果が、確認日が記載されて送信されたもの。

※4: 受注者は、監督員が、「登録のための確認のお願い」を了承したメールを確認後、コリンズシステムにより実績登録を行う。

※5: 受注者の実績登録後、「登録内容の確認書」(工事实績)がコリンズから監督員にメールされる。

※その他: 変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。